	_
	傍線
-	0
	部
	分
ĺ	は
i	坆
	īĒ.
	部
-	分

附則	第三章 地方警務官の階級別定員 (第百六十五条)	五条—第百六十四条)	第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部 (第百五十	第一款 管区警察局 (第百二十八条—第百五十四条)	第三節 地方機関	第三款 皇宮警察本部 (第百八条—第百二十七条)	第二款 科学警察研究所 (第八十七条—第百七条)	第一款 警察大学校 (第六十条—第八十六条)	第二節 附属機関	第七款 警察庁顧問 (第五十九条)	第六款 情報通信局 (第五十四条—第五十八条)	第五款 警備局 (第四十一条—第五十三条)	第四款 交通局(第三十六条—第四十条)	第三款 刑事局(第二十一条—第三十五条)	第二款 生活安全局(第十五条—第二十条)	第一款 長官官房(第二条—第十四条)	第一節 内部部局	第二章 警察庁の組織	第一章 国家公安委員会の委員の服務の宣誓(第一条)	目次	改正案
附則	第三章 地方警務官の階級別定員 (第百六十三条)	三条—第百六十二条)	第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部 (第百五十	第一款 管区警察局 (第百二十六条—第百五十二条)	第三節 地方機関	第三款 皇宮警察本部 (第百六条—第百二十五条)	第二款 科学警察研究所 (第八十五条—第百五条)	第一款 警察大学校 (第五十八条—第八十四条)	第二節 附属機関	第七款 警察庁顧問 (第五十七条)	第六款 情報通信局 (第五十三条—第五十六条)	第五款 警備局 (第四十一条—第五十二条)	第四款 交通局 (第三十六条—第四十条)	第三款 刑事局(第二十一条—第三十五条)	第二款 生活安全局(第十五条—第二十条)	第一款 長官官房 (第二条—第十四条)	第一節 内部部局	第二章 警察庁の組織	第一章 国家公安委員会の委員の服務の宣誓(第一条)	目次	現

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第一款 長官官房

(政策企画官)

第二条 (略)

事項に係るものの企画及び立案に参画する。 。以下「令」という。) 第八条第五号及び第六号に掲げる事務のうち重要2 政策企画官は、命を受け、警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号

(警察行政運営企画室)

第三条 (略)

察行政の運営一般に関する事務及び同条第七号に掲げる事務をつかさどる2 警察行政運営企画室においては、令第八条第五号に掲げる事務のうち警

3 · 4 (略)

(広報室)

第四条 (略)

2 広報室においては、令第八条第十二号に掲げる事務をつかさどる。

3·4 (略)

(情報公開・個人情報保護室)

第五条 (略)

2 情報公開・個人情報保護室においては、令第八条第十三号及び第十四号

3 · 4 (略)

に掲げる事務をつかさどる。

(留置管理室)

第六条 (略)

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第一款 長官官房

(政策企画官)

第二条 (略)

。以下「令」という。) 第八条第五号に掲げる事務のうち重要事項に係る| 2 政策企画官は、命を受け、警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号

(警察行政運営企画室)

ものの企画及び立案に参画する。

第三条 (略)

察行政の運営一般に関する事務及び同条第六号に掲げる事務をつかさどる2 警察行政運営企画室においては、令第八条第五号に掲げる事務のうち警

3 · 4 (略)

(広報室)

第四条(略)

2 広報室においては、令第八条第十一号に掲げる事務をつかさどる。

3 · 4 (略)

(情報公開・個人情報保護室)

第五条 (略)

に掲げる事務をつかさどる。 とは、令第八条第十二号及び第十三号2 情報公開・個人情報保護室においては、令第八条第十二号及び第十三号

3 · 4 (略)

(留置管理室)

第六条 (略)

2 留置管理室においては、令第八条第十五号に掲げる事務をつかさどる。

3 · 4 (略)

(犯罪被害者支援室)

第十三条 (略)

げる事務をつかさどる。2.犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十二号までに掲2.犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十二号までに掲

3·4 (略)

第二款 生活安全局

(少年保護対策室)

第十七条

(略)

2 少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる

ノをいう。以下この項において同じ。)に関する事務並びに令第十七条第する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポル重買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関事務(同条第四号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち児童ポルノ(児事務)に対している。

び令第十七条第八号に掲げる事務をつかさどる。 五号に掲げる事務のうち児童ポルノ及び国外犯に関する事務を除く

3 · 4 (略)

(削除)

2 留置管理室においては、令第八条第十四号に掲げる事務をつかさどる。

3 · 4 (略)

(犯罪被害者支援室)

第十三条 (略)

げる事務をつかさどる。 2 犯罪被害者支援室においては、令第十一条第九号から第十一号までに掲

3 • 4 (略)

第二款

生活安全局

(少年保護対策室)

第十七条

(略)

事務

(児童ポルノ対策官の所掌に属するものを除く。

)<br />
をつかさどる。

2 少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第八号までに掲げる

3 · 4 (略)

(児童ポルノ対策官)

| 第十八条 生活安全局少年課に、児童ポルノ対策官一人を置く。

制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号に掲げる事務のうち児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規2 児童ポルノ対策官は、命を受け、令第十七条第四号、第六号及び第七号

(風俗環境対策室)

#### 第十八条 (略)

(情報技術犯罪捜査指導室)

#### 第十九条 (略)

号に掲げる事務をつかさどる。

「おものを除く。)並びに同条第七分の事務(官民連携推進官の所掌に属するものを除く。)並びに同条第七名。情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号及び第二号に掲

3·4 (略)

## (官民連携推進官)

2 官民連携推進官は、命を受け、令第十九条第一号から第四号までに掲げ第二十条 生活安全局情報技術犯罪対策課に、官民連携推進官一人を置く。

る事務のうち民間事業者との連携に関する事務をつかさどる。

第四款 交通局

# (高齢運転者等支援室)

第四十条 交通局運転免許課に、高齢運転者等支援室を置く。

- 3 高齢運転者等支援室に、室長を置く。
- 4 室長は、命を受け、高齢運転者等支援室の事務を掌理する。

)に関する事務並びに令第十七条第五号に掲げる事務のうち児童ポルノ及)第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下この項において同じ。

び国外犯に関する事務をつかさどる。

(風俗環境対策室)

#### 第十九条 (略)

(情報技術犯罪捜査指導室)

#### 第二十条 (略)

七号に掲げる事務をつかさどる。 情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号、第二号及び第

3·4 (略)

(新設)

第四款 交通局

(外国人運転者対策官)

第四十条 交通局運転免許課に、外国人運転者対策官一人を置く。

2 外国人運転者対策官は、命を受け、令第三十五条に掲げる事務のうち外国人運転者対策官は、命を受け、令第三十五条に掲げる事務のうち外国人運転者対策官は、命を受け、令第三十五条に掲げる事務のうち外

第五款 警備局

## (警備調査企画官)

第四十一条 警備局警備企画課に、 警備調査企画官 人を置く。

2 に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。 警備調査企画官は 命を受け 令第三十七条第 一号、 第三号及び第四号

(画像情報分析室)

第四十二条 (略)

第四十三条 (略)

(危機管理室)

(サイバー攻撃対策官)

第四十四条 (略)

(災害対策室)

第四十五条

(略)

2 七号までに掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務 災害対策室においては、 令第三十九条第一号、 第二号及び第五号から第 (原 子

ンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属す 力災害警備その他原子力災害対策に関するもの及び平成三十二年東京オリ

3 • 4 (略)

るものを除く。)をつかさどる

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会

警備対策室

第四十六条 (略)

(警衛室)

第四十七条 (略)

(警護室)

第四十八条 (略)

(新設)

(画像情報分析室)

第四十一条 (略)

(危機管理室)

第四十二条 (略)

(サイバー攻撃対策官)

第四十三条 (略)

(災害対策室)

第四十四条

(略)

2 七号までに掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務 災害対策室においては、 令第三十九条第一号、第二号及び第五号から第 ( 平 成

策室及び特殊警備対策官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対

3 • 4 (略)

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会

第四十五条 (略)

警備対策室

(警衛室

第四十六条 略

(警護室)

第四十七条 (略)

(削除)

(外事情報調整室)

第五十条 警備局外事情報部外事課に、 外事情報調整室を置く。

2

3 機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつか さどる。 外事情報調整室においては、 令第四十条第一号に掲げる事務のうち国際

外事情報調整室に、 室長を置く。

室長は、 命を受け 外事情報調整室の事務を掌理する。

4

(外事特殊事案対策官)

第五十一条 (略)

第五十二条 (不正輸出対策官) (略)

(国際テロリズム情報官)

第五十三条 (略)

(新設)

第五十条 (外事特殊事案対策官) (略)

(不正輸出対策官)

第五十一条 (略)

(国際テロリズム情報官)

第五十二条 (略)

(特殊警備対策官)

2

第四十八条 警備局警備課に、 特殊警備対策官一人を置く。

び第七号に掲げる事務のうち重大テロリズム(国際関係に重大な影響を与 特殊警備対策官は、 命を受け、 令第三十九条第一号、 第二号、 第六号及

産に重大な被害が生じるおそれのあるテロリズムをいう。)に係る事案及 国の重大な利益を著しく害し 又は多数の者の生命、 身体若しくは財

び原子力災害警備その他原子力災害対策に関する事務 (平成三十二年東京

オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に

属するものを除く。 同条第三号及び第四号に掲げる事務並びに同条第

オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に

五号に掲げる事務のうち原子力災害警備に関する事務

(平成三十)

二年東京

属するものを除く。

)をつかさどる

第五十八条(略)	第六十条 (略)
(警察大学校の位置)	(警察大学校の位置)
第一款 警察大学校	第一款 警察大学校
第二節 附属機関	第二節 附属機関
第五十七条 (略)	第五十九条(略)
(警察庁顧問)	(警察庁 顧問)
第七款 警察庁顧問	第七款 警察庁顧問
第五十六条 (略)	第五十八条 (略)
(サイバーテロ対策技術室)	(サイバーテロ対策技術室)
第五十五条 (略)	第五十七条 (略)
(高度情報技術解析センター)	(高度情報技術解析センター)
	ンターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
	務のうち電子計算組織に係る情報の安全の確保に関する事務(情報処理セ
	2 情報セキュリティ対策官は、命を受け、令第四十四条第一号に掲げる事
	्।
(新設)	第五十六条 情報通信局情報管理課に、情報セキュリティ対策官一人を置く
	(情報セキュリティ対策官)
第五十四条(略)	第五十五条 (略)
(情報処理センター)	(情報処理センター)
第五十三条(略)	第五十四条 (略)
(通信運用室)	(通信運用室)
第六款 情報通信局	第六款 情報通信局

(警察大学校長)

第六十一条 (副校長等) (略)

第六十二条 部) 略)

第六十三条 (教務部の分課) (略)

第六十四条 (庶務課) (略)

第六十五条

(略)

第六十六条 (会計課) (略)

(教務課)

第六十七条 (警務教養部の所掌事務) (略)

第六十八条 (略)

(生活安全教養部の所掌事務)

(刑事教養部の所掌事務)

第六十九条

(略)

第七十条 (略)

(組織犯罪対策教養部の所掌事務)

第七十一条 (略)

(交通教養部の所掌事務)

第七十二条 (略)

(警備教養部の所掌事務)

第七十三条 (略)

(教官教養部の所掌事務)

(警察大学校長)

第五十九条 (略)

(副校長等)

第六十条 (略)

部)

第六十一条 (略)

(教務部の分課)

(庶務課)

第六十二条

(略)

第六十三条 (略)

(会計課)

第六十四条 (略)

(教務課)

第六十五条

(略)

(警務教養部の所掌事務)

第六十六条 (略)

(生活安全教養部の所掌事務)

第六十七条 (略)

(刑事教養部の所掌事務)

第六十八条 (略)

(組織犯罪対策教養部の所掌事務)

第六十九条 (略)

(交通教養部の所掌事務)

第七十条

(略)

第七十一条 (警備教養部の所掌事務) (略)

(教官教養部の所掌事務)

第七十四条 (略)

(術科教養部の所掌事務)

第七十五条 (略)

(顧問)

第七十六条 (略)

(名誉教授)

第七十七条 (略)

(特別捜査幹部研修所)

第七十八条 (略)

(国際警察センター)

第七十九条 (略)

第八十条 (財務捜査研修センター) (略)

(取調べ技術総合研究・研修センター)

第八十一条 (略)

(警察政策研究センター)

第八十二条 (略)

(警察情報通信研究センター)

第八十三条 (略)

2 研究に関する事務 警察情報通信研究センターにおいては、 (サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの所掌 警察に関する情報通信に関する

3 \
9 (略)

に属するものを除く。)をつかさどる。

(サイバーセキュリティ対策研究・研修センター)

第八十四条 警察大学校に、サイバーセキュリティ対策研究・研修センター

2 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターにおいては、次に掲げる

を置く。

第七十二条 (略)

(術科教養部の所掌事務)

第七十三条 (略)

(顧問)

第七十四条 (略)

(名誉教授

第七十五条 (略)

(特別捜査幹部研修所)

第七十六条 (略)

(国際警察センター)

第七十七条 (略)

(財務捜査研修センター)

第七十八条 (略)

(取調べ技術総合研究・研修センター)

第七十九条 (略)

(警察政策研究センター)

第八十条 (略)

(警察情報通信研究センター)

第八十一条 (略)

2 研究に関する事務 警察情報通信研究センターにおいては、警察に関する情報通信に関する (サイバーセキュリティ研究・研修センターの所掌に属

3 9 (略)

するものを除く。)をつかさどる。

(サイバーセキュリティ研究・研修センター)

第八十二条 警察大学校に、サイバーセキュリティ研究・研修センターを置

| 2 サイバーセキュリティ研究・研修センターにおいては、次に掲げる事務

事務をつかさどる。

- ·二 (略)
- 3 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、 所長を置く。
- 4 修センターの事務を処理する。 所長は、 警察大学校長の命を受け、 サイバーセキュリティ対策研究・研

8

サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、

研究室及び研修室を

8

6 •

(略)

- 5 び助教授を置く。 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、所長のほか、教授及
- 9 ターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。 この条に定めるもののほか、 サイバーセキュリティ対策研究・研修セン (略)

9

(附属警察情報通信学校)

第八十五条 (略)

第八十六条 (略)

第二款 科学警察研究所

(科学警察研究所の位置

第八十七条 (略)

(科学警察研究所長)

第八十八条 (略)

(副所長)

第八十九条 (略)

(研究調整官)

第九十条 (略)

をつかさどる。

<u>.</u> (略)

- 3 サイバーセキュリティ研究・研修センターに、所長を置く。
- ンターの事務を処理する。 所長は、警察大学校長の命を受け、 サイバーセキュリティ研究・研修セ

4

5 サイバーセキュリティ研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助

教授を置く。 (略)

6 •

サイバーセキュリティ研究・研修センターに、 研究室及び研修室を置く

の内部組織は、国家公安委員会規則で定める。 この条に定めるもののほか、 サイバーセキュリティ研究・研修センター

(附属警察情報通信学校)

第八十三条

(略)

部)

第八十四条 (略)

第二款 科学警察研究所

(科学警察研究所の位置)

第八十五条 (略)

(科学警察研究所長)

第八十六条 (略)

(副所長)

第八十七条 (略)

(研究調整官)

第八十八条 (略)

第百条 第九十四条 第百三条 第百二条 第百一条 第九十八条 第九十七条 第九十六条 第九十五条 第九十三条 第九十二条 第九十一条 第九十九条 (会計課) (研究室) 部) (総務課) (主任研究官) (顧問) (交通科学部の所掌事務) (犯罪行動科学部の所掌事務) (総務部の分課) (略) 略)

(法科学第三部の所掌事務) (法科学第四部の所掌事務) (法科学第二部の所掌事務) (法科学第一部の所掌事務)

第九十一条

(略)

(主任研究官)

第九十条

(略)

(研究室)

第八十九条 部

(略)

第九十八条 第九十七条 第九十六条 第九十五条 第九十四条 第九十三条 第九十二条 (法科学第四部の所掌事務) (法科学第三部の所掌事務) (法科学第二部の所掌事務) (会計課) (総務課) (犯罪行動科学部の所掌事務) (法科学第一部の所掌事務) (総務部の分課) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

第百条 第百一条 第九十九条 (交通科学部の所掌事務) (特別顧問) (顧問) (略) (略) (略)

(特別顧問)

第百十三条 第百十二条 第百十一条 第百十条 第百九条 第百八条 第百七条 2 第百六条 第百五条 第百四条 号及び第百条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指 定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。 (警務課) (部長) (皇宮警察本部長) (監察課 (皇宮警察本部の内部組織) (副本部長) (皇宮警察本部の位置) (法科学研修所) (特別研究員) (附属鑑定所) 附属鑑定所は、第九十七条第二号、第九十八条第二号、 (略) (略) 第三款 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 皇宮警察本部 第九十九条第二 第百十一条 第百十条 第百九条 第百八条 第百七条 第百六条 第百五条 9 2 第百四条 第百三条 第百二条 号及び第九十八条第四号に定める鑑定及び検査のうち、 が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。 (警務課) (監察課) (部長) (皇宮警察本部の内部組織) (皇宮警察本部長) (法科学研修所) (特別研究員) (副本部長) (皇宮警察本部の位置) 附属鑑定所は、第九十五条第二号、 (附属鑑定所) (略) (略) 第三款 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 皇宮警察本部 第九十六条第二号、 科学警察研究所長 第九十七条第二

第百二十七条(略)	「ヨニアコ女子」文でも	第百二十六条	(護衛署)	第百二十五条	(侍衛官)	第百二十四条	(護衛第三課	第百二十三条	(護衛第二課)	第百二十二条	(護衛第一	第百二十一条	(護衛部の	第百二十条	(警備第二	第百十九条	(警備第一部	第百十八条	(警備部の	第百十七条	(厚生課)	第百十六条	(会計課)	第百十五条	(教養課)	第百十四条
(略)	されていて	(略)		(略)		(略)	課)	(略)	課)	(略)	課)	(略)	分課)	(略)	課)	(略)	課)	(略)	分課)	(略)		(略)		(略)		(略)

第百二十五条 (略)	(皇宮警察学校長)	第百二十四条 (略)	(護衛署)	第百二十三条 (略)	(侍衛官)	第百二十二条 (略)	(護衛第三課)	第百二十一条 (略)	(護衛第二課)	第百二十条 (略)	(護衛第一課)	第百十九条 (略)	(護衛部の分課)	第百十八条 (略)	(警備第二課)	第百十七条 (略)	(警備第一課)	第百十六条 (略)	(警備部の分課)	第百十五条 (略)	(厚生課)	第百十四条 (略)	(会計課)	第百十三条 (略)	(教養課)	第百十二条 (略)

#### 第三節 地方機関

第一 款 管区警察局

(管区警察局総務監察部の分課

第百二十八条 監察部に、 首席監察官一人を置くほか、次の三課を置く 関東管区警察局、 近畿管区警察局及び九州管区警察局の総務

警務課

監察課 会計課

2 州管区警察局の総務監察部に、監察官二人及び会計監査官一人を置く。 総務監察部に、 前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、関東管区警察局 監察官三人及び会計監査官一人を、近畿管区警察局及び九

(管区警察局広域調整部の分課)

第百二十九条 関東管区警察局、 近畿管区警察局及び九州管区警察局の広域

広域調整第一課

調整部に、

次の二課を置く

広域調整第二課

2 四人及び災害対策官一人を、 調整部に、 官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、九州管区警察局広域 前項に掲げる課のほか、 高速道路管理官一人、 関東管区警察局広域調整部に、 近畿管区警察局広域調整部に、 災害対策官一人及び外事技術調査官二人 高速道路管理官 高速道路管理

(管区警察局総務監察・広域調整部の分課)

を置く。

第三節 地方機関

第一款 管区警察局

(管区警察局総務監察部の分課

第百二十六条 管区警察局の総務監察部に、首席監察官一人を置くほか、 関東管区警察局、 中部管区警察局、 近畿管区警察局及び九州 次の三課を置く

警務課

監察課

会計課

2

管区警察局及び九州管区警察局の総務監察部に、 官一人を置く。 総務監察部に、監察官三人及び会計監査官一人を、 前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、 監察官二人及び会計監査 中部管区警察局、 関東管区警察局 近畿

(管区警察局広域調整部の分課

第百二十七条 管区警察局の広域調整部に、 関東管区警察局、 次の二課を置く。 中部管区警察局、 近畿管区警察局及び九州

広域調整第一課

広域調整第二課

2 及び外事技術調査官 調整部に、 四人及び災害対策官一人を、 前項に掲げる課のほか、 一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、 九州管区警察局広域調整部に、 高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人 一人を置く。 関東管区警察局広域調整部に、 中部管区警察局広域調整部に、 高速道路管理官一人、 近畿管区警察局広域 災害対策官一人 高速道路管理官 高速道路管理

(東北管区警察局 中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域

区警察局の総務監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほか、次の五第百三十条 東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管

課を置く。

警務課

監察課

会計課

広域調整第一課

広域調整第二課

2

、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、四国中部管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、人の しょう しょう しょう しょう しょう いっぱい 東北管区警察局前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、東北管区警察局前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、東北管区警察局

(首席監察官及び監察官)

管区警察局総務監察・広域調整部に、

監察官一人、

会計監査官一人、

高速

高速道路管理官一人及び災害対策官一人を置く。

道路管理官一人及び災害対策官一人を置く。

第百三十一条(略)

(警務課)

第百三十二条 (略)

一~九 (略)

(削除)

十 (略)

十一 職員の福利厚生に関すること。

六十一号)第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。)の十二 犯罪被害者等基本計画(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百

十三(略)

作成及び推進に関すること

調整部の分課)

監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほか、次の五課を置く。第百二十八条 東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務

警務課

監察課

会計課

広域調整第一課

前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、広域調整第二課

東北管区警察局

2

四国管区警察局総務監察・広域調整部に、監察官一人、会計監査官一人、一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、及び中国管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官

(首席監察官及び監察官)

第百二十九条 (略)

(警務課)

第百三十条 (略)

- ~ 九 (略)

十 職員の福利厚生に関すること。

十一 (略)

(新設)

(新設)

十二 (略)

第百四十二条 第百四十一条 2 第百三十七条 2 第百三十六条 第百三十三条 第百四十条 第百三十九条 第百三十八条 第百三十五条 第百三十四条 の計画及びその実施に関する事務をつかさどる。 にあつては、第三号に掲げるものを除く。)をつかさどる。 一項の緊急事態及び法第五条第四項第四号に規定する事案に対処するため (会計課) (東北管区警察局、 (監察課) √三 (略) (災害対策官) (広域調整第一課) (会計監査官) (通信庶務課) (管区警察局情報通信部の分課) (外事技術調査官) (高速道路管理官) 広域調整第二課においては、 (広域調整第二課) 広域調整第一課においては、 (略) 中部管区警察局、 前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務 前項に掲げる事務のほか、法第七十一条第 中国管区警察局及び四国管区警察局 第百三十八条 第百四十条 第百三十九条 第百三十七条 第百三十六条 2 第百三十五条 2 第百三十四条 第百三十三条 第百三十二条 第百三十一条 の計画及びその実施に関する事務をつかさどる。 号に掲げるものを除く。)をつかさどる。 一項の緊急事態及び法第五条第二項第四号に規定する事案に対処するため (会計課) (会計監査官) (災害対策官) (東北管区警察局、 (通信庶務課) (管区警察局情報通信部 (広域調整第一課 (外事技術調査官) (高速道路管理官) (広域調整第二課) (監察課) 広域調整第二課においては、 広域調整第一課においては、 (略) (略) (略 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 略 略 中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては、 の分課 前項に掲げる事務のほか、 前項に掲げる事務のほか、 法第七十一条第 次に掲げる事務

第百五十四条 第百五十三条 第百五十条 第百四十九条 第百四十八条 第百四十七条 第百四十六条 第百四十五条 第百四十四条 第百四十三条 第百五十二条 第百五十一条 五条及び第六十六条の規定を準用する。 部 (教授等) (庶務部の分課) (管区警察学校の名称及び位置 (教務部の所掌事務) (管区警察学校長) (府県情報通信部) (指導部の所掌事務) (情報技術解析課) (通信施設課) (機動通信課) 第二款 (略) 庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、 (略) 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部 第六十 第百五十二条 第百五十一条 第百五十条 第百四十九条 第百四十八条 第百四十七条 第百四十六条 第百四十五条 第百四十四条 第百四十三条 第百四十二条 第百四十一条 条及び第六十四条の規定を準用する。 (庶務部の分課) 部 (管区警察学校長) (管区警察学校の名称及び位置 (情報技術解析課) (指導部の所掌事務) (教務部の所掌事務) (教授等) (府県情報通信部 (通信施設課) (機動通信課) 第二款 庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、 (略) 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部 第六十三

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置) (東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置)

第百五十五条 (略)

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課

第百五十六条 (略)

(通信庶務課)

第百五十七条 かさどる。 通信庶務課においては、 第百四十二条各号に掲げる事務をつ

(機動通信第一課)

第百五十八条 (略)

第百五十九条 (略)

(機動通信第二課)

(機動通信課)

第百六十条 さどる。 機動通信課においては、 第百四十三条各号に掲げる事務をつか

(通信施設課)

第百六十一条 通信施設課においては、 第百四十四条各号に掲げる事務をつ

かさどる。

(情報技術解析課

第百六十二条 務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。 情報技術解析課においては、 第百四十五条第三号に掲げる事

(多摩通信部)

第百六十三条 (略)

(方面情報通信部)

第百六十四条 (略)

第三章 地方警務官の階級別定員

> 第百五十三条 (略)

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課

第百五十四条 (略)

(通信庶務課)

第百五十五条 通信庶務課においては、 第百四十条各号に掲げる事務をつか

さどる。

(機動通信第 課

第百五十六条 (略)

(機動通信第二課)

第百五十七条

(略)

第百五十八条 (機動通信課)

機動通信課においては、

第百四十一条各号に掲げる事務をつ

かさどる。

(通信施設課)

第百五十九条 通信施設課においては、 第百四十二条各号に掲げる事務をつ

かさどる。

(情報技術解析課)

第百六十条 及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。 情報技術解析課においては、 第百四十三条第三号に掲げる事務

(多摩通信部)

第百六十一条 (略)

(方面情報通信部

第百六十二条 略

第三章 地方警務官の階級別定員

(略)	(略)
別表第一(第百六十三条関係)	別表第一 (第百六十五条関係)
5 (略)	6 (略)
	°
(新設)	5 DNA型鑑識官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする
1~4 (略)	1~4 (略)
附則	附則
第百六十三条 (略)	第百六十五条(略)